

松本市営住宅

収入基準

次の収入基準早見表により申込資格の有無を確認してください。

《表1 年間総収入額でみる収入早見表》

給与所得者が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。
源泉徴収票の「支払金額」欄の額を当てはめてください。

(単位：円)

同居・扶養親族人数	0人 (単身)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
年間総収入金額上限 (公的年金は除く) 一般階層	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
裁量階層	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999

(注) 前年1月2日以降に就職、転職又は新しく事業を始められた方、年金を受給されている方、障がい者の方や70歳以上の方がいる等で特別控除をする必要がある方、家族の中に2人以上収入がある方がいる場合等は、この表とは異なります。

《表2 年間総所得額でみる収入早見表》

事業所得等の方や複数の給与所得者を合計所得金額でみる場合で特別控除対象者がいない場合の早見表です。

(単位：円)

同居・扶養親族人数	0人 (単身)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
年間総所得金額上限 一般階層	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000
所得月額 1/12	158,000	189,666	221,333	253,000	284,666	316,333
裁量階層	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000

※所得税法における所得額において、給与所得または年金所得がある場合、1人につき10万円までを控除した金額

早見表の見方

表1、表2の「同居・扶養親族人数」欄の人数は、申込者本人を含まない人数です。
(例1) 4人家族で、同居・扶養親族人数が3人の場合は、「3人」の欄を見てください。
(例2) 3人家族で、同居・扶養親族人数が2人及び同居外扶養親族が2人いる場合は、「4人」の欄を見てください。

○年間総収入額	給与又は年金等による1年間の税込みの収入(源泉徴収票の「支払金額」のことです。)
○年間総所得額	給与所得者の方は所得金額(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」)のことです。自営業の方は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差引いた後の金額のことです。
○特別控除対象者	ひとり親、障がい者、老人扶養親族(70歳以上)、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)
○裁量階層	高齢者(申込者本人が60歳以上で、かつ同居者全てが60歳以上又は18歳未満であること。)、障がい者(身体障がい1～4級、精神障がい1～3級、知的障がいA1～B2)、中学校卒業前(入居時点)の子がいる世帯等。ただし、入居後上記の要件が外れると「収入超過者」となります。詳細は窓口でご確認ください。

※収入基準の計算方法については、P4を参考にしてください。